

関市物価高騰対策支援事業

国では、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得世帯（住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯）に対して、1世帯当たり7万円をプッシュ型で支給します。

これと併せ関市では、令和5年12月1日時点で関市に住民票がある世帯のうち「子育て世帯」に対象を拡大し、次のとおり市独自の支援策を実施します。

1 物価高騰対策重点支援給付金事業（住民税非課税世帯）

【福祉政策課】

国制度

【予算額】 **5億 8,542万円**（事務費含む）

この支援策は、次の世帯を対象に1世帯あたり7万円を支給します。対象となる世帯には、案内文書を送付したうえで、広報紙や市ホームページ等でお知らせします。また、対象世帯にいる子ども1人あたり5万円を加算して支給します。

- ・対象 令和5年度 住民税非課税世帯 約7,500世帯
- ・支給額 **7,500世帯 × 7万円 = 5億2,500万円**
- ・時期 令和6年1月中旬から開始（※原則、手続き不要で給付金を支給）

※別途支給する子どもへの加算金について、対象者数1,000人 × 5万円 = 5,000万円を見込んでいます。2月～3月頃をめどに、対象世帯に案内文書を送付します。

2 物価高騰対策重点支援給付金事業（住民税均等割のみ課税世帯）

【福祉政策課】

国制度

【予算額】 **1億 6,859万円**（事務費含む）

この支援策は、次の世帯を対象に1世帯あたり7万円を支給します。対象となる世帯には、案内文書を送付したうえで、広報紙や市ホームページ等でお知らせします。また、対象世帯にいる子ども1人あたり5万円を加算して支給します。

- ・対象 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯 約2,000世帯
- ・支給額 **2,000世帯 × 7万円 = 1億4,000万円**
- ・時期 令和6年2月～3月頃をめどに開始（※原則、手続き不要で給付金を支給）

※子どもへの加算金について、対象者数500人 × 5万円 = 2,500万円を見込んでいます。2月～3月頃をめどに、対象世帯に案内文書を送付します。

3 子育て世帯物価高騰対策支援事業（電子商品券）

【子ども家庭課】

市独自制度

【予算額】 **2億 9,384万円**（事務費含む）

この支援策は、令和5年12月1日時点で関市に住民登録のある18歳（高校3年生相当）までの児童を対象に、1人あたり2万円分の『せきpay』を支給します。

- ・対象 平成17年4月2日以降生まれの児童 約14,000人
- ・支給額 **14,000人 × 2万円 = 2億8,000万円**
- ・時期 令和6年1月末から開始（申請不要。簡易書留で送付）

せきpay
（電子商品券）



関市物価高騰対策支援事業

光熱費・食料品などの物価高騰により、障がい福祉事業所、介護事業所、私立保育園・幼稚園、医療機関等（病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション）の事業所経営に大きな影響が生じています。関市では、令和4年度に引き続き、本年度も補正予算で支援金を交付し安定的な運営を支援します。

障がい福祉事業所、介護事業所、私立保育園・幼稚園、医療機関等への光熱費・食料品等の物価高騰対策支援事業

【補正予算額】 6,841 万円

(1) 対象・支給額

◎障がい福祉事業所 **計114事業所 1,435万円** 【福祉政策課】

- ・入所系：1事業所あたり 111,000円から1,443,000円（定員により段階有）
- ・通所系：1事業所あたり 27,000円から82,400円（条件により段階有）
- ・訪問系：1事業所あたり 45,000円

◎介護事業所 **計155事業所 2,878万円** 【高齢福祉課】

- ・入所系：1事業所あたり 111,000円から1,221,000円（定員により段階有）
- ・通所系：1事業所あたり 137,300円
- ・訪問系：1事業所あたり 45,000円

◎私立保育園・認定こども園・幼稚園 **計17園 594万円** 【子ども家庭課】

- ・園児1人あたり3,000円×在園児数（令和5年10月1日現在）

※幼稚園は岐阜県私立学校等光熱費高騰対策交付金を控除

◎医療機関等 **計130事業所 1,934万円** 【市民健康課】

- ・有床の医療機関等：1 医療機関等あたり10,000円×病床数
- ・無床の医療機関等：1 医療機関等あたり100,000円

(2) 時期 令和6年1月中旬頃から申請開始（予定）

≪ 照会先 ≫

障がい福祉事業所について・・・	福祉政策課	(TEL:0575-23-9032)
介護事業所について・・・	高齢福祉課	(TEL:0575-23-7730)
保育園・幼稚園について・・・	子ども家庭課	(TEL:0575-23-8965)
医療機関等について・・・	市民健康課	(TEL:0575-24-0111)